

事 務 連 絡
令和 6 年 5 月 22 日

各関係団体

関係団体の長 各位

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会
エイジフレンドリー補助金事務センター

エイジフレンドリー補助金の周知について（お願い）

エイジフレンドリー補助金の周知・広報にご協力いただき感謝申し上げます。
さて、当会は、昨年度に引き続きエイジフレンドリー補助金の実施事業者となりました。

厚生労働省では、第 14 次労働災害防止計画において、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を 2027 年までに 50%以上とすることが目標として定めているところであり、これに資するよう、あらゆる機会を捉えてエイジフレンドリーガイドラインの周知を図り、エイジフレンドリー補助金の活用を勧奨しつつ取組の促進を図ることとしています。

今般、厚生労働省より皆様に対し、エイジフレンドリーガイドライン及び令和 6 年度エイジフレンドリー補助金リーフレット周知・広報を行っていただきたい旨の依頼がありました。

つきましては、エイジフレンドリーガイドライン及び「令和 6 年度エイジフレンドリー補助金」のご案内のリーフレットを同封いたしますので、会員に対しての広報のご協力を賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

（エイジフレンドリーガイドライン）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001252533.pdf>

（令和 6 年度エイジフレンドリー補助金）のご案内）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001158947.pdf>